

山梨県公報

第二千三百九十四号

平成二十六年

二月二十七日

木曜日

目次

- 県営土地改良事業計画の変更……………一〇一
- 道路の区域変更……………一〇一
- 道路の供用開始……………一〇一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………一〇二
- 争議行為予告通知の受理……………一〇二
- 換地処分の実施(二件)……………一〇三
- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告(二件)……………一〇三

告示

山梨県告示第六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業茅ヶ岳東部地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年二月二十八日から同年三月二十八日まで

三 縦覧場所

斐崎市役所
甲斐市役所

四 異議申立期間

平成二十六年三月三十一日から同年四月十四日まで

山梨県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日影笹子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
大月市笹子町黒野田字天庭二五二番の一地先から 大月市笹子町黒野田字天庭二五五番の一地先まで	七・五 一四六・〇	一〇・七 二〇一・八	八三・〇

山梨県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡富士川町高下字北畑九	六七四・〇	平成二十六年

四〇番の一地先から 南巨摩郡富士川町小室字小田沢 一三二五番の一地先まで	年二月二十 七日
--	-------------

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び
 第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ふうがヘルス ケア株式会社	ふうが介護シ ョップ	山梨県甲府市上今井 町六百八十一番地十 二	特定介護予防福 祉用具販売 特 定福祉用具販売	平成二十六 年一月一日
株式会社アス モ介護サ―ビ ス	機能訓練型デ イサービス起 業ふうが甲府 北武田	山梨県甲府市武田三 丁目三番三十二号	介護予防通所介 護 通所介護	
ひなた福祉サ ―ビス合同会 社	ひなた福祉サ ―ビス	山梨県甲府市国母八 丁目五番十一号宿沢 ビル一〇二号室	居宅介護支援	
		山梨県上野原市上野 原千六百八十番地一 サンシャインズハウ ス一〇一号室	介護予防福祉用 具貸与 福祉用 具貸与 特定介 護予防福祉用具 販売 特定福祉 用具販売	

有限会社ふあ いと	デイサービス はっぴーふあ いと	山梨県南アルプス市 鏡中條六百十八番地	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年一月十二 日
西八代郡農業 協同組合	西八代郡農業 協同組合福祉 事業センター	山梨県西八代郡市川 三郷町岩間二千八十 三番地	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年一月十五 日
有限会社野中 林業所	有限会社野中 林業所福祉事 業部ライフケ アふじかわ	山梨県南巨摩郡富士 川町天神中條千二百 十二番地の一	介護予防福祉用 具貸与 福祉用 具貸与 特定介 護予防福祉用具 販売 特定福祉 用具販売	

● 争議行為予告通知の受理
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山
 梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十
 六年二月十三日付けで通知があった。
 平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 事件
 次の要求事項解決のため
- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
 - 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評
 価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反
 対。
 - 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時
 間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。
- 二 日時
 平成二十六年三月十三日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
- 三 場所
 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすず

かけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ

ンター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターわかまつ西

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止

をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又

は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置す

る。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営畑地帯総合整備事業（春日居第一地区下岩下第二工区）の換地処分を平成二十六年

二月二十日実施した。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事 横 内 正 明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営畑地帯総合整備事業（春日居第一地区下岩下第三工区）の換地処分を平成二十六年

二月二十日実施した。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事 横 内 正 明

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替

えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協

議を行うにあたり、県営土地改良事業（穂積地区中山間地域総合整備事業）の変更後の

土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十六年二月二十七日から同年三月二十七日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業 鳴沢地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十六年二月二十七日から同年三月二十七日まで

三 縦覧場所

鳴沢村役場

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、富士・東部農務事務所長あて書面で提出してください。